

2027 年春 SAP/FL プログラム 経済支援について

SAP/FL への参加が決定した場合、一定の基準を満たすと奨学金や渡航支援金、特別支援金の支援を受けることができます。支給を希望する場合には、以下をよくご確認ください。なお、渡航支援金への申請は参加決定前に申請や準備が必要となりますので、期限にもご留意ください。

1 JASSO 奨学金

(1) 支給条件

給付型奨学金の受給を希望する場合は、以下の条件に基づき支給します。ただし、奨学金の支給枠は限られているため、希望者全員に必ず支給されるものではありません。

【必須条件】

1. 経済的理由により、自費のみでの短期海外研修プログラムへの参加が困難な者
2. 短期海外研修プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者
3. 日本国籍を有する学部学生・大学院学生、または日本への永住が許可されている外国籍学生（特別永住者を含む）
4. JASSO 指定の方法により算出される 2025 年度の学業成績又は入学時からの学業成績の累計が成績評価係数 2.3(3.0 満点)以上であることを含む JASSO が定める奨学金受給要件を満たす者
※上記の学業成績が判明しない場合、状況に応じ 2026 年度前期の学業成績、本プログラム応募時に提出される応募書類の採点スコア等により当該条件を満たしているかを判断します。
5. 他の団体等から本プログラム参加のための奨学金を下記「支給額」より多く受給しない者

【優先条件】※上記の必須条件を満たし、かつ、下記の条件を満たす方を優先的に支給します。

1. 当該プログラム所定の全学教育科目の履修登録をする者
2. 今年度中に以下いずれかに該当する者等
 - ・ 2026 年度に国際共修科目を 1 科目以上履修している者
 - ・ 2026 年開催 SAP オンラインプログラムまたはオンライン海外研修（テンプル大学）に参加する者

【支給額】

プログラム実施国	支給額
アメリカ・カナダ・イギリス・スペイン	11 万円
マレーシア	8 万円

- ※ 上記条件については、2026 年 10 月現在の予定となり、今後変更となる可能性があります。具体的な条件については参加者決定後の奨学金申込受付時に別途改めて案内します。なお、奨学金の申込にあたっては、優先条件を満たさなくても必須条件を満たせば申込可能です。
- ※ 奨学金の受給が決定した場合、事前研修、現地研修、事後研修、事後報告会の全てに参加し、課題や報告書を提出することが義務付けられます。奨学金の支給要件を満たさない場合や、事前・事後研修・報告会を欠席したり、必要書類の提出を怠ったりした場合は、奨学金の支給対象外となる場合や、支給後であっても返還を求められる場合がありますので注意してください。

(2) 申請方法

プログラム参加決定後に申請を受け付けます。詳細は Google Classroom より案内します。

(3) 支給

奨学金の支給可否はプログラム開始月の前月上旬に決定される予定です。仮に奨学金を受給できない場合でもそれを理由とした参加辞退はできません。また、奨学金の支給が決まった場合、奨学金は、プログラム開始月の翌月末を目安に各参加者の銀行口座に振り込まれる予定です。現金での支給は行いません。

2 渡航支援金

(1) 支給条件

一定の家計基準を満たしている場合、渡航支援金として 16 万円の給付を受けることができます。渡航支援金支給対象者は JASSO 奨学金支給条件を全て満たすことに加え、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- 本プログラムの参加に際し、全学教育科目「海外短期研修（基礎 B）」、「海外短期研修（展開 B）」のいずれかを履修する者

※既に SAP もしくは FL に参加したことがあり、その参加により単位を取得済みの場合は、自由聴講科目として履修することになります。

- 生計維持者全員の収入・所得金額の合計が以下の金額である者

給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が 300 万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

※年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。

※養育費は収入に含みません。

※生計維持者がそれぞれ給与所得者、給与所得者以外であった場合は、「給与所得者以外の所得を含む場合（年間所得金額 200 万円以下）」で判断してください。

(2) 申請方法

上記の条件すべてを満たす受給希望者は、以下の通り申請を行ってください。

10 月 27 日（火）まで	渡航支援金の受給を希望する旨を留学生課（sap@grp.tohoku.ac.jp）へ連絡 ※連絡の際はメール本文に「①他団体等からの本プログラム参加のための奨学金の受給有無、②『所得を証明する書類』の提出対象者、③世帯の収入金額が上記の条件を満たすことを確認した旨」を明記してください。
11 月 10 日（火）正午まで	生計維持者の所得金額証明書類等を留学生課へ提出 ※詳細は以下を参照してください。

● 提出する書類（写し可）

家計基準

生計維持者とは、原則として父母双方（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）となります。ただし、大学院生については、独立生計であると本人より申告があった場合は、下記の表「V その他（独立生計等）」を確認してください。

I 父母ともにいる場合		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2 名） ※専業主婦（主夫）、 無職無収入の場合でも生計維持者となります。	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任		

Ⅱ 父母が離婚調停中		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母が離婚調停中	父母（２名） ※離婚調停中でも原則 父母となります。	・「生計維持者申告書」（様式Ｒ） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母が離婚調停中（父又は母 は別居しており、学生への支援が 一切ない）	生活を支援する父又は母 （１名）	・「生計維持者申告書」（様式Ｒ） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：裁判所による 係属証明書、弁護士による報告書等）
Ⅲ 父母が離婚		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母は離婚しており、再婚してい ない ※未婚も含む	原則父母（２名） ※別居している父又は母 から一切の支援を得られ ないなど別生計となってい る場合は、日常的に学 費・生活費を負担している 父又は母（１名）を生 計維持者とすることができ ます。	・「生計維持者申告書」（様式Ｒ） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類 ※１名を生計維持者とする場合は、離婚した 事実関係が確認できる書類 （例：戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄 本）
2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手 （２名） ※再婚には事実婚も含み ます。	・「生計維持者申告書」（様式Ｒ） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・継父又は継母の収入・所得を証明する書類
Ⅳ 父母どちらか又は両方と死別、又は 意識不明		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父又は母と死別（再婚してい ない）	左に該当しない父又は母 （１名）	・「生計維持者申告書」（様式Ｒ） ・父、母又は親族（１名）の収入・所得を証 明する書類
2	父母と死別し、親族から支援を 受けながら一人暮らしをしている ※代わりの支援者がいない場合 は、学生本人が生計維持者	主に支援をしている親族 （１名） ※支援をしている人が複 数人であっても、主たる人 １名となります。	・事実関係を証明する書類（例：戸籍謄本又 は死別した父母に係る戸籍抄本、死亡日が記 載された住民票（マイナンバーのないもの）等） ※「２ 父母と死別し、親族から支援を受けながら 一人暮らしをしている」において、代わりの支援者 がいないため、学生本人が生計維持者となる場 合、上記書類と「独立生計者 収入・支出確認 書」（様式Ｒ-２）の提出が必要となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾 患含む）又は生死不明（行方 不明）により意思疎通ができな い	意思疎通できる父又は 母（１名） ※意思疎通できない父又 は母は生計維持者に含み ません。	・「生計維持者申告書」（様式Ｒ） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：主治医によ る「診断書」、自治体や警察署等による「行方 不明者届受理証明」等）

Ⅴ その他（独立生計等）		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	大学院生（未婚で、独立生計である）	学生本人（1名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・「独立生計者 収入・支出確認書」（様式 R-2） ・学生本人の収入・所得を証明する書類（ただし、合計所得金額が 48 万円以下の場合、生活費の管理に使用している<u>預貯金通帳の「口座名義人」と「直近 3 か月分記帳部分」</u>の写しの提出が必要となります。） ・学生本人の住民票（世帯（婚姻）状況が記載され、<u>マイナンバーのないもの</u>）
2	学生が結婚している ※ 3、4 の場合を除く	学生と配偶者（2名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類 ・配偶者の収入・所得を証明する書類
3	学生が結婚しており、自身の配偶者を扶養している	学生本人（1名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄の分かるもの）
4	学生が結婚しており、配偶者に扶養されている	配偶者（1名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・配偶者の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄の分かるもの）
5	家庭内暴力（DV 等）により父母と別居している	主に支援をしている親族（1名）又は学生本人 ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人 1 名となります。	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・親族（1名）又は学生本人の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：公的機関による証明書等）
6	社会的養護を必要とし、満 18 歳となる日の前日時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	学生本人（1名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：公的機関による証明書等）

● 収入・所得を証明する書類

原則、2026 年度所得証明で 2 ー（ア）「家計基準」を満たしているか確認してください。

所得を証明する書類
市区町村役場発行の<u>所得・課税（非課税）証明書</u>（写し可）【必須】 ※書類の名称は市町村によって異なる場合があります。（例：課税証明書、非課税証明書、など） ※「合計所得金額（無収入の場合、0 円と記載のあるもの）」が記載された証明書に限ります。

確認事項		
2026 年 1 月 1 日時点の 居住地が、国内居住である	給与所得者のみの場合	生計維持者全員分の「所得・課税（非課税）証明書」の「給与収入額」欄の合計が 300 万円以下であること。
	給与以外の所得を含む場合	生計維持者全員分の「所得・課税（非課税）証明書」の「合計所得金額」欄の合計が 200 万円以下であること。
	生活保護を受けている場合	生活保護決定（変更）通知書等のコピー
2026 年 1 月 1 日時点の 居住地が、海外居住である	海外勤務の場合	（和訳された）生計維持者全員分の「2025 年 1 ～12 月までの 12 か月分の収入証明書類（源泉徴収票や給与明細等の写し）より確認してください。（12 か月分を準備できない場合は 2025 年 10 月から 12 月分の 3 か月分が必要です。4 倍した金額を収入とみなします。） ※日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートについても、記録を残してください。
	無収入の場合	（和訳された）自治体等（第三者）から無収入であることを証明する書類を確認してください。

(3) 支給

渡航支援金の支給可否はプログラム開始月の前月上旬に決定される予定です。仮に渡航支援金を受給できない場合でもそれを理由とした参加辞退はできません。また、渡航支援金は、初回の奨学金支給時まで（初回の奨学金支給時を含む）に支給します。現金での支給は行いません。

3 特別支援金

(1) 支給条件

2026 年度後期の授業料が全額もしくは一部免除となっている学部学生のうち、経済的支援を必要とする学生を対象として「短期海外研修特別支援金」を支給します。本支援金は、東北大学基金の助成により、海外研修参加時に必要となる渡航費の一部を支援するものです。支給条件及び支給額は以下の通りです。

支給条件	支給額
日本学生支援機構給付奨学金の第Ⅰ区分～第Ⅲ区分又は多子世帯に係る第Ⅰ区分～第Ⅳ区分に該当する者	150,000 円
上記以外で多子世帯による授業料免除を受けており、かつ日本学生支援機構第一種奨学金に採用されている者	50,000 円

※ 上記は 2026 年度後期の授業料免除状況及び奨学金採用状況により判定します。

※ 支給回数は在学中原則 2 回までとなります。なお、入学前グローバル学習プログラム参加時に特別支援金の支

給を受けた場合は、支給回数に1回分として算入されます。

- ※ 特別支援金の支給枠は限られているため、希望者全員に必ず支給されるものではありません。希望者多数の場合は選考により支給対象者を決定します。

(2) 申請方法

プログラム参加決定後に申請を受け付けます。詳細は Google Classroom より案内します。

(3) 支給

特別支援金の支給可否は1月下旬に決定される予定です。仮に特別支援金を受給できない場合でもそれを理由とした参加辞退はできません。また、特別支援金の支給が決まった場合、2月中に各参加者の銀行口座に振り込まれる予定です。現金での支給は行いません。